

株主の皆様へ

東京都中央区勝どき三丁目12番1号 フォアフロントタワー

日本紙パルプ商事株式会社

代表取締役社長 渡 辺 昭 彦

第158回定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げ ます。

さて、本日開催の当社第158回定時株主総会におきましては、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項

- 1. 第158期 (2019年4月1日から2020年3月31日 まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及 び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びそ の監査結果を報告いたしました。
- 第158期(2019年4月1日から2020年3月31日 まで)計算書類報告の件 本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。 期末配当金は、1株につき金55円に決定いたしま した。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。 変更の内容は次のとおりであります。

変更前定款 変更前定款 第7条(自己の株式の取得)	変更後定款
第 7 条 (白己の株式の取得)	/业川()
当会社は、会社法第165条 第2項の規定により取締役 会の決議により自己の株式 を取得することができる。	(削除)
第 <u>8</u> 条~第 <u>43</u> 条(条文省略) 第	第 <u>7</u> 条〜第 <u>42</u> 条 (現行どおり)
第 <u>44</u> 条(<u>剰余金の配当)</u> 当会社の剰余金は、株主総 会の決議により配当する。	(削除)
(新設) 第	第43条(第43条(第会社は、 会社法第459条第1項各号 に定める事項については、 法令に別段の定めのある場合を除き、 取締役会の決議 により定めることができる。
当会社の期末配当の基準日 は、毎年3月31日とする。	第44条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日 は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日 は、毎年9月30日とする。
2 前項のほか、基準日を定め て剰余金の配当をすること ができる。	3 <u>前二項</u> のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第46条(中間配当) 当会社は、会社法第454条 第5項の規定により取締役 会の決議によって、毎年9 月30日を基準日として中 間配当をすることができる。	(削除)
第 <u>47</u> 条(条文省略) 第	第 <u>45</u> 条(現行どおり)

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり渡辺昭彦、勝田千尋、 宮崎友幸、櫻井和彦、増田格及び竹内純子の各氏 が選任され、それぞれ就任いたしました。 なお、増田格及び竹内純子の両氏は社外取締役で

あります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり上坂理恵及び樋口尚文の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。 なお、樋口尚文氏は社外監査役であります。

以上

なお、本株主総会終了後に開催されました取締役会において、代表取締役社長に渡辺昭彦、代表取締役に勝田千尋の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

また、本株主総会終了後に開催されました監査役会において、常 勤監査役に上坂理恵氏が選定され、就任いたしました。